

第 19 回 CDM 理事会 参加報告

地球環境ユニット
専門研究員 伊藤葉子

1. 総括

第 19 回 CDM 理事会会合が、気候変動枠組条約本部（ボン）において 5 月 10 日～13 日¹に開催された。わが国からは、藤富正晴氏（（財）日本エネルギー経済研究所常務理事・アジア太平洋エネルギー研究センター所長）が理事代理として出席した。

今次会合では、新規方法論の承認 1 件、統合方法論の承認 1 件、承認済み方法論の改訂了承 3 件等が合意されたほか、4 件の運営組織（OE）について、有効化審査スコープの追加が新たに信任される等の成果があった。

また、一部のパネル・ワーキンググループの議長・副議長・メンバーの改選及び選任が行われた。この中で、わが国から山口健一郎氏（三菱総合研究所）が方法論パネルメンバーとして承認された²。

他方、登録申請がなされレビューにかけられていた 3 件のプロジェクトについては、いずれも修正事項を付し再検討（うち 1 件は登録の再申請が必要）とされ、CDM プロジェクトの登録追加には至らなかった³。

これら個別案件の審査・了承のほか、CDM 運営の改善及び迅速化を総体的に図るための施策について議論が行われた。とりわけ、方法論及び登録申請プロジェクトの審査に関し、CDM 理事会で策定する手続き上及び体制上の改善点に加え、方法論の審査・適用における DOE の業務を強化するための方策の 2 つを主要な観点として、これまでの理事会での議論等をふまえて検討が重ねられた。この結果、方法論の審査手続きの一部修正等、いくつかの合意が得られた。しかし、その他の多くの具体的対応策について理事会メンバーの間で見解が分かれ、重要な検討課題が積み残された。

これらに加え、CDM として登録される以前に実施されたプロジェクト（いわゆる早期実施プロジェクト）を対象に発行されるクレジット⁴の登録期限（2005 年末）に関する問題点がパブリックコメントにより提起されたことを受け、今次会合の議題に挙げられた。本件については、その重要性についての理事会の認識が示されたものの、対応策については京都議定書締約国会合（COP/MOP）の判断が必要とされ、具体的措置についての討議はなされなかった。

本稿では、今次 CDM 理事会会合における進捗及び議論の内容を中心に、今次会合に先立ってなされた決定事項等もふまえながら、CDM 運営の現状を整理しつつ報告する。

なお、次回 CDM 理事会会合は、7 月 4 日～5 日の非公式会合に引き続き、7 月 6 日～8 日に開催される予定である⁵。

¹ 10 日は非公式会合（非公開）を開催。

² 同氏のほか、日本からのパネル、ワーキンググループのメンバーとして、信任パネルへ大坪孝至氏（（財）日本適合性認定協会）、小規模 CDM ワーキンググループへ山田和人氏（（株）パシフィックコンサルタンツ）が参加している。

³ ただし、これらプロジェクトの修正項目について、プロジェクト参加者からの対応等をふまえ理事メンバー間で電子メールによる審査が引き続き行われることとなっており、次回会合の開催前に CDM 登録が了承される可能性もある（下記 2 - 5 . 参照）。また、これらの他に、今次理事会会合前後の電子的決定手続きにより登録が決定したプロジェクトが 3 件ある（5 月 26 日現在）（下記 2 - 5 - 2 . 参照）。

⁴ マラケシュ合意及び COP10 決定により、2000 年 1 月 1 日以降実施されたプロジェクトで、2005 年 12 月 31 日までに CDM として登録申請を行ったプロジェクトについて、温室効果ガスの削減クレジットが認められる（下記 2 - 2 - 1 . 参照）。

⁵ 次回理事会会合（第 19 回 CDM 理事会会合）の開催に先立ち開催されるパネル・ワーキンググループ会合は、第 17 回信任パネル（6 月中旬開催予定）、第 16 回方法論パネル（6 月 13～17 日、第 11 次方法論提出期限 6 月 1 日）、第 4 回植林・再植林ワーキンググループ（6 月 13～14 日、第 5 次植林・再植林方法論

2. 主要議題及び結果概要

2-1. 運営組織の信任関連

第 16 回信任パネル会合 (AP16: 4 月 22 ~ 23 日開催) の結果等に基づき第 6 次進捗報告が CDM 理事会に提出され、運営組織申請者 (AE, applicant entity) の信任、運営組織の能力強化策等について検討が行われた。

2-1-1. 運営組織の信任

信任パネルによる AE の信任勧告に基づき検討が行われた。この結果、4 つの機関について有効化 (validation) 段階⁶の信任が決定した。わが国からは、JQA (日本品質保証機構) がスコープ 1 (エネルギー産業)、2 (エネルギー輸送)、3 (エネルギー需要)、13 (廃棄物処理・処分) について、Japan Consulting Institute (JCI) がスコープ 13 について、指定運営組織 (Designated Operational Entity, DOE) として信任された⁷。他に、TÜV Industries Services GmbH, TÜV Rheinland group (TÜV Rheinland) (ドイツ) がスコープ 1、2、3 について、Spanish Association for Standardisation and Certification (AENOR) (スペイン) がスコープ 1、2、3 について信任された。

現在までに指定運営組織の信任申請を行った組織は合計 29 となっている⁸。

2-1-2. 運営組織の業務強化に関する検討

冒頭に述べたように、CDM 理事会では、CDM 運営の改善及び迅速化に向けた対応策の実施が重要な課題となっている。この一環として、DOE の業務の質の向上が重要な論点となっている。これは、プロジェクトの登録申請の際提出される有効化審査報告書 (validation report) の質について、CDM 理事会から疑問が持たれるケースが多いこと等を背景としている。方法論に関する DOE の能力向上を目的とする具体的な施策として、AE の信任に至るまでの審査手続きの見直しを行うこと、DOE としての信任後、DOE と理事会との間でフィードバック体制を構築し、コミュニケーションの増強を図ること⁹について議論が行われている。

今次会合では、理事会の要請を受け信任パネルが検討、勧告を提出し、理事会メンバーによる検討が行われたところ、下記の決定または対応が行われた。

(1) AE の信任審査における立会い審査 (witnessing) のあり方について

これまでに策定された信任手続き規定¹⁰により、実際のプロジェクトの有効化、検証/認証に関する AE の能力審査は、信任パネルが選定する評価チーム (Assessment Team, AT¹¹) による立会い審査 (witnessing) が要求される。現状の信任手続き規定では、プロジェクト

提出期限 (6 月 2 日) が予定されている。

⁶ 運営機関の信任及び指定は、有効化審査 (validation) と検証/認証 (verification/certification) の 2 つの段階 (フェーズ) に分けて行われ、当該組織の専門性に応じて、スコープ (DOE が業務を実施できる専門部門) が認定される。

⁷ COP/MOP での指定 (designate) を受け、DOE (Designated Operational Entity) として登録される。CDM 理事会での信任 (accredit) は、COP/MOP による正式な指定までの間、DOE として活動することを仮に認めることを指す。

⁸ このうち、これまでに 3 つの組織が辞退 (withdraw) した。

⁹ これまでのところ、登録申請を受け、理事会の決定によりレビューが実施されることになったプロジェクトの有効化審査を行った DOE について、理事会によりスポットチェックが敢行される可能性が規定されている (Procedure for accrediting operational entities by the Executive Board of the clean development mechanism (CDM))。本提案は、スポットチェックを実施する前段階において、当該案件についてのフィードバックを行うことについて、前回会合までに検討されていたことに基づく。

¹⁰ Procedure for accrediting operational entities by the Executive Board of the clean development mechanism (CDM)

¹¹ 理事会が承認した専門家リスト (ロスター) から方法論パネルが選任する。

の有効化、認証・検証における AE の意思決定について、方法論に関するイシューについてはどの程度踏み込んだ審査が AT に求められるのか、必ずしも明確ではない¹²。こうした背景から、これまで AT が AE について立会い審査を行う際、方法論の適用に関する AE の対応は審査の対象には明確には含まれていなかった。

これに対し、今次会合の決定により、今後、立会い審査を行う際には、方法論の内容に踏み込んだ AE の業務内容を審査対象とすると同時に、方法論に関する専門家を AT に加えることが合意された。

さらに、有効化段階の信任と、検証/認証段階の信任のそれぞれで要求される立会い審査の範囲について検討が行われた。本件については、有効化と検証/認証それぞれの業務の対象及び内容の相違点¹³等をふまえ議論が行われた。この結果、特殊なモニタリングが必要となる植林分野では個別の立会い審査を求めることとする一方、植林以外の分野では有効化段階の信任を受けた DOE については検証/認証段階での審査要件を簡便化することが合意された形となった。具体的には、すでに有効化段階の信任を受けている DOE について、検証/認証段階の信任で求める立会い審査は、植林・再植林に関するスコープと、その他のスコープとを分け、それぞれに 1 件ずつ実施することを要求することが合意された。すなわち、DOE が認証・検証段階における信任を申請するスコープについて、有効化段階の信任をすでに受けているケースにおいて、

- 当該申請が植林・再植林スコープ（スコープ 14）を含まない場合、認証/検証段階における立会い審査は、対象スコープのうち 1 件の立会い審査を受けることにより、申請したすべてのスコープの検証/認証段階における信任を受けることができる；
- 当該申請が植林・再植林スコープを含む場合、認証/検証段階における立会い審査は、植林・再植林スコープについて 1 件、その他の対象スコープについて 1 件の立会い審査を受けることにより、申請したすべてのスコープの検証/認証段階における信任を受けることができる。

なお、有効化段階の信任を受けずに、検証/認証段階の信任を受けることの是非及び手続きについて議論が行われたが、合意に至らず、AE/DOE の見解を求めつつ検討を続けることが確認された¹⁴。本件については、業務範囲が狭い傾向にある発展途上国の認証組織にとっては、信任範囲の細分化が認められることで市場への参入機会拡大が期待されるといった議論が示された。

（２）OE の業務強化に向けたその他の検討

これまでに、信任を受け DOE となった機関が、プロジェクトの有効化審査において十分な精査を行わずに登録申請を行うケースがあり、理事会及び方法論パネルの登録審査が手間取り、負荷となっているとの指摘が行われた。改善策を信任パネルが検討した結果、信任後、一定回数の登録申請案件については、登録申請に先立ち、信任を受けた対象スコープにおける方法論の専門家（上記（１）の手続きにより選定）のレビューを受け、認証機関としての能力評価を受けるとする提案が行われた。これについて今次理事会会合では、プロジェクトの登録審査までに要する時間がさらに長期化する恐れがある、DOE の長期的

¹² 立会い審査の対象は、AE に対する現地調査（on-site assessment）で提示された手続きに従い有効化審査を実施しているかどうかの手続き的なチェックであるのか、有効化の是非について下される具体的な意思決定が含まれるのか、明確になっていない。

¹³ 有効化審査においては、提出書類の机上のレビューが行われるが、検証/認証においては実際のモニタリング及びモニタリングデータの扱いが中心となる。

¹⁴ 段階的な信任手続き（前出脚注 6 参照）は、CDM 理事会が策定した手続き規定（前出脚注 11）による。マラケシュ合意の観点からは、信任機関が有効化と検証/認証の両方について信任を受けることが要求されるとの規定はなく、こうした措置を可能とするか否かは CDM 理事会の判断によるところとなる。

な業務向上のインセンティブが見込めない、といった議論が行われた。また、当該の事前チェックにより問題点が確認された場合の手続きが不明であるとの指摘もあり、合意されなかった。本件については、引き続き信任パネルで検討を行うこととなる。

(3) AE/DOE との情報交換

これまでに、AE/DOE の業務を強化するための方策についての情報交換を行うことを目的に、AE/DOE によるフォーラム(Coordination Forum)を開設することが合意された¹⁵。フォーラムは昨年 12 月以来 2 回開催され¹⁶、今次 CDM 理事会会合では、フォーラムの第 2 回会合の概要について、フォーラム議長である Einer Telnes 氏¹⁷から報告が行われ、意見交換がなされた。

前述のように、CDM 運営の遅延の一因として、DOE が行う業務に質的な問題があると考える方が理事会及び方法論パネルから示されているのに対し、Telnes 氏からは、理事会及び方法論パネルによるガイダンスが不明確であることや、フィードバックが不十分であるとの見解が AE/DOE の間で持たれているといった発言があった。

CDM 理事会は、引き続きフォーラムからのインプットを得、共通認識を深めるとともに DOE の業務を強化するためのアプローチを検討して行くことを合意した。

(4) DOE の年間活動報告に関するガイドラインの採択

マラケシュ合意による CDM 関連規定¹⁸により、DOE は CDM 理事会に対し活動報告を毎年提出することが義務付けられている。報告書の具体的なガイドライン等が策定されていなかったことから、今次会合において、信任パネルの勧告に基づき、当該年間報告に含まれるべき要素やその他提出に関連する規定を含むガイドラインが採択された。

本件に関しては、DOE の財務状況に関する情報を求めることが妥当か、報告書を秘匿情報扱いとするべきか等について議論が行われた。この結果、報告書は秘匿情報として扱うこと、CDM に関連する収支状況に関連する財務状況につき情報提供を求めることが合意された¹⁹。

2 - 2 . ベースライン及びモニタリング方法論関連

今次会合では、個別の案件審査の結果においては、承認方法論の大幅な増加は見られなかった。他方、方法論審査のストリームライン化を目的とする既存手続きの改善についての議論が行われたほか、承認済み方法論の改訂手続き等、手続き面での合意成立や、検討の進展といった成果があった。また、新たなタイプの方法論として、途上国における法規制導入を CDM 活動として認めること(政策タイプ CDM)の可否についても議論が行われた。

2 - 2 - 1 . 個別方法論の検討

今次 CDM 理事会会合に先立ち開催された第 15 回方法論パネル会合(MP15 : 4 月 1 ~ 8 日)での検討結果に基づき、方法論パネルにより個別方法論の承認勧告がなされた。今次理事会会合での審議の結果、承認済み方法論の改訂 3 件、新規方法論 1 件、新規の統合方法論 1 件が承認された。

¹⁵ 第 14 回 CDM 理事会会合(2004 年 6 月 12 ~ 14 日)において、CDM 理事会会合の実施にあわせ、気候変動枠組条約事務局が AE/DOE を対象とする会合を開催することが決定された。

¹⁶ 第 1 回会合は 2004 年 12 月 10 日にプエノスアイレスで、第 2 回会合は 2005 年 5 月 10 日にボンで開催された。

¹⁷ Det Norske Veritas (DNV)

¹⁸ Modalities and Procedures of the CDM, Decision 17/CP.7, para 27 (g)

¹⁹ 詳細は <http://cdm.unfccc.int/EB/Meetings/019/eb19repan02.pdf> 参照。

(1) 承認済み方法論の改訂

改訂が必要と判断された承認済み方法論の改訂作業が進められ、下記方法論 3 件の改訂が合意された。

1) 改訂が了承された承認済み方法論

[AM0001 : HFC23 回収・破壊]

これまでの検討²⁰により本方法論は、HCFC22 の既存の生産施設にのみ適用することが合意された²¹。第 18 回会合の決定を受け、方法論パネルは、HCFC22 の生産能力に関する定義について、モントリオール議定書との整合性の観点から検討を加えた上で、改訂案の作成を行った²²。

この結果、“既存の生産施設”の考え方は、過去 3 年間の HCFC22 生産レベルを上限とすることが合意された。また、クレジット期間中における現地の環境規制の変更をベースライン排出量の算定にすみやかに反映させることについても検討が行われてきたが、これを規定した項目が削除された改訂版方法論が了承された。これにより、AM0001 の改訂手続き中の使用停止 (put on hold) が解除となった。

[AM0009 : 油田におけるフレアガスの回収及び利用]

方法論パネルによる改訂案が示され、今次理事会で了承された。

[AM0013 : 廃水施設におけるメタン回収]

方法論パネルにより、これまでの理事会による検討で出された改訂点と、方法論に含まれる数値の根拠を明確化した上で、NM0085 の要素を反映した改訂案が提出され、今次理事会で了承された。

上記により、これら方法論は既存の当該方法論を置換したうえで有効な方法論となる²³。

2) 改訂について検討が継続される方法論

[AM0004・AM0015 : バイオマス発電の統合方法論]

バイオマス発電について、バイオマスの扱いに整合性を持たせるべく、承認済み方法論の改訂・統合により、バイオマス発電に関する統合方法論を作成することがこれまでに合意している。

新規統合方法論は、AM0004 及び AM0015 を統合した NM0081 と、新たに提出された NM0050-rev とを反映させる方針で、MP15 において検討が重ねられたものの結論が出ず、

²⁰ HFC23 回収・破壊プロジェクト 2 件 (インド、韓国) の登録審査段階において、それらのプロジェクトが依拠する HFC23 回収・破壊に関する承認済み方法論 (AM0001) がリーケージを看過する恐れがあるとの指摘が CDM 理事会において行われた。ここでのリーケージとは、HFC23 は HCFC22 の副生物であるが、HFC23 の回収・破壊プロジェクトの収益性が大きいことから、HFC23 の回収量を増大させるために HCFC22 の生産を増大するというインセンティブが働き、結果として温室効果ガス排出が増大する、という考え方。これにより第 15 回 CDM 理事会において、AM0001 について再検討を行うよう方法論パネルに要請することが決定された。

²¹ HFC23 は主生産物である HCFC22 の副生物であるが、HFC23 の回収・破壊プロジェクトの収益性が大きいことをインセンティブとして HCFC22 の生産増大により HFC23 の回収量を増大させ、結果として温室効果ガス排出が増大するリーケージを防ぐことを目的とする。

²² Multilateral Fund for the Implementation of the Montreal Protocol より回答を得、これを考慮した上で AM0001 改訂案の作成が行われた。

²³ なお、「承認済み方法論の改訂手続き」が今次会合で合意された (下記 2 - 2 . 参照)。本手続きにより、改訂の決定が行われる以前に登録申請を行ったプロジェクトについては、改訂前の方法論の使用が認められる。

検討を続ける必要があるとされた。これを受け、今次理事会会合では、次回理事会会合で審議することを目標に、方法論パネルで検討を続けることを要請した。

(2) 提出された新規方法論の検討

今次会合では、新規に方法論 14 件について検討が行われた。方法論パネルによる検討結果においては、2 件の方法論について承認 (A 判定) 勧告が示されていたが、今次理事会会合で承認された新規方法論は 1 件にとどまった。統合方法論は新たに 1 件が承認され、これまでに承認された統合方法論は 3 件となった。

1) 承認された方法論・統合方法論

「タピオカ工場の廃水処理操作及びメタンガス発電方法論 (NM0041-rev)」
これまでの検討をふまえ方法論パネルより改訂案が提出され、了承された²⁴。

「セメント製造工程の燃料代替に関する統合方法論 (NM40 及び NM0048-rev の統合)」
これまでの検討をふまえ、方法論パネルより統合方法論としての改訂案が提出され、了承された²⁵。

2) 条件付差し戻しとされた方法論

方法論パネルの勧告により B 判定とされた NM0076、NM0079 に加え、同 C 判定とされた NM0071 が理事会での検討の結果 B 判定となった²⁶。

3) 不承認とされた方法論

方法論パネルの勧告に基づき、NM0020-rev-2、NM 0068、NM0077、NM0084、NM0086、NM0087、NM0089 について不承認扱いとなった。主な理由として、ベースラインの選択及び追加性証明において論拠が十分でないこと、承認済み方法論と類似のもので、これを改訂することを目的とする方法論は、改訂する内容が本質的でないこと、等が挙げられた。

4) その他

「合成セメントの使用及び生産に関する方法論 (NM0045-rev、NM0047-rev、NM0095)」
3 件の方法論が類似していることから、これらの統合方法論の検討が方法論パネルに対し要請された。

「廃熱回収・自家消費への利用方法論 (NM0031-rev2)」

これまでの検討をふまえ、方法論パネルより統合方法論としての改訂案が提出されたが、NM0088、NM0107 との統合の可能性について次回理事会会合までに検討を行う必要がある等が指摘され、承認は見送られた。

(3) 政策タイプ CDM の方法論に関する検討

政策タイプ CDM は、途上国政府あるいは地方自治体等において、温室効果ガス排出に影響を与える法規制の策定、施行、施行強化等が行われる場合、これらを CDM プロジェクトとし、実現された排出削減をクレジット化するというものである。このような考え方に基づく新たな方法論の提案がすでに行われており²⁷、方法論パネルより、こうしたプロジェク

²⁴ AM0022

²⁵ ACM0003

²⁶ これら方法論は、修正内容の次回方法論パネル会合 (MP16) への提出期限は 5 月 25 日となっている。MP16 での再審査を経て、EB20 以降、再度審議にかけられる可能性がある。

²⁷ NM0072 は、ガーナにおいてエアコンのエネルギー効率基準を規制として定めた場合に、そうでない場

トが CDM として資格を持ち得るのかについて理事会のガイダンスが求められた。さらに方法論パネルは、資格を持つと判断された場合、既存の政策、基準、規制の施行強化(enforce)を目的としたプロジェクト、新規の政策、基準、規制を策定し施行(enact and enforce)するプロジェクト、政策、基準、規制の策定(enact)のみを行うプロジェクト、がそれぞれ CDM としての資格を有するのか、検討を行う必要があるとした。

今次会合では、これを推進するべきとの立場からは、途上国では法規制に強制力を持たせることが重要な課題であり、CDM として承認することで GHG 排出削減に向けた法規制強化のインセンティブ形成が期待される、といった意見があった。他方、プロジェクトの範囲を特定することや、追加性の立証が困難であること、また、マラケシュ合意の観点から、そもそもそのような活動が CDM プロジェクトとしての資格を有するのか明確でない、といった見解も示された。これら論点を明確化することを目的に、本件に関するテクニカルペーパーを作成の上、COP/MOP からのガイダンスを得るといった方策等について議論が行われたが、具体的な結論は得られなかった。

(4) 早期実施プロジェクトについて

方法論パネルは、CDM として登録される以前に実施されたプロジェクト(いわゆる早期実施プロジェクト)について、ベースライン算定及び追加性の立証方法について検討を行い、理事会に勧告を行った。理事会での検討の結果、追加性については、プロジェクト開始時点までに入手可能な情報に基づき評価することを合意した。一方、ベースライン排出については結論に至らず、方法論パネルが検討を続け勧告準備を行うこととされた。方法論パネルからは、ベースラインを評価する際、プロジェクトに関連するデータの年代を考慮し、有効化審査の段階で入手可能な最新の情報を用いるとの勧告がなされていた。結論に至らなかったのは、と同様にプロジェクト実施の意思決定を行った時点のものを用いるべきか、有効化審査の時点のものを用いるべきかについて見解が分かれたためである。

なお、マラケシュ合意²⁸及び COP 9 決定²⁹に従い、早期実施プロジェクトによるクレジット獲得のためには、2005 年 12 月 31 日までに登録申請を行う必要がある。これについて、京都議定書の発効の遅れや、方法論の承認の難航等を背景に、期限の延期等を含め、見直しの実施を検討するよう要請するコメントがプロジェクト参加者や DOE より提出されている。今次公開会合開催中、本件については踏み込んだ議論は行われず、理事会としての具体的な意思表示はなされなかった。(後述 2 - 9 参照)

(5) オペレーティングマージンとビルトマージンの加重値に関する検討

系統に連繫される発電プロジェクトに適用されるオペレーティングマージンとビルトマージンの加重値を用いた方法論において、デフォルトの加重値(50:50)とは異なる加重値の適用に関し、プロジェクト参加者からのコメントを受け、検討が加えられた。

本件に関しテクニカルペーパーを作成し、方法論パネルで検討を行うことが要請された。

2 - 2 - 2 . 方法論の審査手続き・ルール等に関する検討

(1) 承認済み方法論の改定手続き

第 15 回 CDM 理事会決定により、承認済み方法論の改訂手続きについて検討が行われて

合と比較し回避可能な GHGs 排出を削減クレジットとして算出するという内容となっている。

²⁸ Decision 17/CP.7, para.13 マラケシュ合意採択以前に実施されたプロジェクトについて、プロジェクト開始が 2000 年以降であるものについては、期限までに登録申請を行えばクレジットの獲得が可能とされた。

²⁹ Decision 18/CP.9, para.1.(c) マラケシュ合意採択以降に実施されたプロジェクトについても、プロジェクト開始が 2000 年以降であるものについては、期限までに登録申請を行えば早期実施に対応したクレジットの獲得が可能とされた。

きた。本件は、承認済み方法論について、マイナーな修正を行う際にはこれが迅速に行われるよう十分な柔軟性を持つ手続きの策定が望ましいことにつき、メンバーの合意が形成された。他方、大幅な改訂を行う必要があると判断された場合に、当該方法論の使用停止（put on hold）を決定した後の経過措置期間（使用停止決定から実際に使用停止とするまでの期間）をどの程度設けるべきかについて見解が分かれていた。今次会合により、経過措置期間を 4 週間とし、この間までに登録申請が行われたプロジェクトについては改訂の影響を受けないこと、改訂は、改訂決定後 3 回目の理事会会合までに完了すること等を主旨とする内容について合意された。

なお、改訂内容が大幅なものであるのか、マイナーなものであるのかの判断基準はこれまでのところ明確に設定されていない。

（２）新規方法論の審査手続きの改善

これまでに、CDM 運営の改善・迅速化に向けた重要課題のひとつとして、上記 2 - 1 . で述べた DOE の業務の強化に加えて、新規方法論の審査作業を迅速化する必要性が理事会において認識された。このため理事会は、方法論パネル並びに理事会内に設立された検討グループに対し、本件について検討を行うよう要請した³⁰。これにより今次会合に向け改善策の提案が各担当者から行われ、一部の合意事項を除き、多くの審議項目で結論に至らず、あらためて理事会メンバー及び、方法論パネル、信任パネルの各議長から成る検討グループを設け、次回理事会会合で議論を行うための包括的提案を作成することが合意された。

今次会合での合意事項及び議論の概要は下記のとおり：

1) B 判定及び C 判定方法論の取り扱い

方法論パネル及び理事会の審査の結果、修正項目付きで差し戻しとされた方法論（B 判定の方法論）は、専門家³¹による机上審査等、通常の新規方法論提案の手続きを経ることなく、直接方法論パネルに再提出される。しかしながら、こうしたルートで審議にかけられる方法論が、理事会が求めた修正項目や追加情報について十分な対応がなされないまま再提出されていると考えられるケースが増えているとの指摘が理事会及び方法論パネルで行われている。このような方法論を重ねて審査することは、新たな方法論の承認につながらず、費用対効果が低いとの問題が浮上している。このため、今次会合の検討の結果、B 判定を受けた方法論の再提出を認める回数に制限を設けることについて、次回理事会で検討することが合意された。

また、方法論パネルによれば、上記と同様の問題点として、一旦不承認（C 判定）とされた方法論で、些少な修正のみが加えられ再提出され、審査対象にのぼることでパネルメンバーの負荷を増大させているとしている。現状の規定では、プロジェクト参加者による新たな方法論は、一旦 DOE に提出され、書式上のチェックが行われた後、方法論パネルに提出されることになっている³²。これを背景に、審査プロセスの改善策として、提出される新方法論の事前チェック（pre-assessment）を DOE が実施し、理事会、方法論パネルで検討する方法論のスクリーニングを行うことが検討された。（なお、これに関連して、DOE の方法論に関する能力の強化という観点からは、前述 2 - 1 - 2 . の改善策が検討されている。）さらに、方法論の提出、審査が無料で行われることも、質の悪い、もしくは方法論パネルによる問題点の指摘が十分に反映されない方法論の提案が行われる要因となっていると考えられることから、今次会合において、新規方法論の提出に際し、一定の申請料をプロジェクト参加者に課し、承認された場合にはプロジェクトの登録申請料から差し引く案が検討されたが、いずれも合意に至らなかった。

³⁰ 第 17 回 CDM 理事会報告書

³¹ 事務局管理によるロスターに登録。

³² PROCEDURES FOR THE SUBMISSION AND CONSIDERATION OF A PROPOSED NEW METHODOLOGY (Version 06)

こうした議論がなされる一方、一部の理事会メンバーからは、方法論の作成にあたっては十分な専門的知見を持ったコンサルタント企業等であり、方法論提案者側の問題というよりも、理事会・方法論パネルとのフィードバックの欠如の問題に還元されるのではないかといった意見も出された。

こうした議論もふまえ、理事会は、C 判定方法論について、提案された方法論を不承認とする際の詳細基準の策定を方法論パネルに要請することを決定した。

2) 方法論審査・策定に関するその他の合意事項

方法論審査の効率化を目的として、下記の施策について合意された。

方法論パネルメンバーの増員

方法論パネルのメンバーを現行の 10 名から 15 名に増大することが今次会合で合意され、今回の方法論パネルメンバーの改選に反映された。これまでに、方法論パネルのキャパシティの増強のため、方法論パネルを複数設けることも検討された。しかし、これについては、方法論パネルの検討の結果、方法論承認基準の整合性を維持する等の観点から支持しない考え方が示され、引き続き今後の検討課題とされた。

方法論の提案フォーマットの改訂

これまでの慣行では、承認された方法論は、方法論パネルによりリフォーマットが行われた上で承認済み方法論として策定されている。この作業を軽減するために方法論の提案フォーマットの改訂を行うことが合意された。

方法論の事前チェック基準の策定

方法論パネルによる事前チェック (pre-assessment) について、明確な基準を策定するよう方法論パネルに要請した。

方法論の勧告様式

方法論パネルによる方法論の審査の結果を示す勧告フォーマットは、理事会向けの簡易版 (最大 1 ページ) と、プロジェクト参加者 (方法論提案者) 向けの詳細版とを作成することが合意された。

取り下げられた方法論の扱い

新方法論の提案者が、理事会による審査途中で提案を取り下げるケースが発生していることを受け、一旦提出された方法論は、提案者が取り下げを行った場合にも理事会・方法論パネルがこれを保持し、再検討中の方法論については検討を継続することも可能とすることが合意された³³。

方法論の専門家によるデスクレビュー

提出された方法論の机上審査 (デスクレビュー) は 2 名の専門家が行うこととし、そのうちの一人を主担当とすること等、それぞれの役割分担を明確化することとされた。具体的な分担のあり方については今後検討されることとなった。

2 - 3 . 植林・再植林 CDM

植林・再植林プロジェクトの新方法論として提出された 2 件の方法論 (ARNM0001、ARNM0002) について、第 18 回理事会会合の決定により、植林・再植林ワーキンググル

³³ そのような方法論については、申請者により提案が取り下げられた旨が注記されるとともに、提案者に関する情報は非開示とされる。

ープ (AR-WG) 及び方法論パネルが協議しこれを再検討することが要請されていた³⁴。今次会合に向け両方法論に関する勧告があらためて提出されたが、いずれも C 判定とされ、理事会でも了承されたため、植林・再植林の方法論の採択には至らなかった³⁵。

他方、これまでに、さらに 5 件の植林・再植林方法論が提出されており、今後 AR-WG の審査案件は増大することが予想されている。

植林・再植林ワーキンググループの議長として Martin Enderlin 氏が決定し、副議長は次回会合で決定される予定となっている。

2 - 4 . 小規模 CDM

小規模 CDM ワーキンググループ (SSC-WG) に提出されている小規模 CDM³⁶に適合する新たなカテゴリー及び小規模 CDM の方法論³⁷等について SSC-WG 議長 (Gertraud Wallansky 女史) より報告が行われた。個別案件の審査に加え、小規模 CDM の手続きの修正等が SSC-WG の検討課題となっている。

第 2 回 SSC-WG 会合が今次理事会会合の直後 (5 月 10 日 ~ 11 日) に開催され、その結果は次回会合にて報告が行われる。

2 - 5 . プロジェクトの登録関連

個別のプロジェクトの登録について検討が行われたほか、登録審査の効率化のための方策について議論が行われた。

2 - 5 - 1 . プロジェクト案件の CDM 登録

今次会合では、レビュー中のプロジェクト 3 件の登録の是非について検討が行われた。これらの案件は、DOE からの登録申請を受け、3 名以上の理事会メンバーからレビュー要請が提出されたところ、前回の理事会会合にてレビューの実施が決定された³⁸。これを受けて、各案件ごとに割り当てられたレビュー・チーム³⁹は、明確化 (clarification) が必要な事項につきプロジェクト参加者及び DOE に説明を求め、提出された回答等をふまえ、勧告を取りまとめた。これに基づき今次会合で登録審査が行われた⁴⁰。

この結果、このうち、2 件 (#0009、#0024) の登録は見送られ、プロジェクト参加者、DOE に対し、下記に示す修正を求めた上で、メンバー間での電子メールにより登録を決定するとされた⁴¹。また、残る 1 件 (#0029) については、修正要件をふまえ再度登録を申請するよう求めることが決定された。

[チリにおけるコジェネの燃料転換プロジェクト (Graneros Plant Fuel Switching

³⁴ 第 14 回 CDM 理事会の決定により、植林・再植林の方法論は AR-WG で検討される (EB レポート 14、附属書 8)。方法論に関する審査の専門性強化のために AR-WG に方法論パネルから 1 名が参加することが第 18 回 CDM 理事会で決定された。

³⁵ なお AR-NM0001 は提案者により取り下げられている。

³⁶ 主な適用条件は、マラケシュ合意が規定する小規模 CDM プロジェクトの 3 基準を満たすこと、及びプロジェクトの実施障壁の 1 つを示すことによる追加性立証が可能であること、バンドリングが適正であること。

³⁷ プロジェクト境界、リーケージ、ベースライン、モニタリング、の 4 つの要素につき簡素化方法論を規定。Simplified modalities and procedures for small-scale CDM project activities, Appendix B (CDM 理事会の勧告に基づき COP 8 にて採択)

³⁸ プロジェクトの CDM 登録申請後、8 週間以内に CDM 理事会メンバー 3 名以上の要請が出された場合等に、レビューの実施如何の検討が行われる。マラケシュ合意 (Decision 17/CP.7), para 41

³⁹ レビュー実施に際しては、理事 2 名に加え、理事代理 2 名がレビュー勧告の作成・取りまとめを行うこととされる (第 18 回理事会以降)。

⁴⁰ これらプロジェクトの登録に関する検討及び決定は非公開会議により行われた。

⁴¹ 合意が得られない場合は、次回会合で再度審議される。

Projects, #0024) ⁴²]

- ・修正事項を PDD 及び有効化報告書に反映、追記すること
- ・クレジット期間を最も古い設備の寿命に合わせ変更すること
- ・追加性立証のための情報を提出し、公開すること
- ・DOE の免責条項を削除すること

[ホンジュラスにおける小水力発電プロジェクト (La Esperanza Hydroelectric Project, #0009)]

- ・修正事項を PDD 及び有効化報告書に反映、追記すること
- ・多国間ファンドに投資を行っている国の承認レターを最低限 1 通を提出すること
- ・プロジェクトの第一フェーズについて追加性立証のための追加情報を提出すること
- ・DOE の免責条項を削除すること

[アルゼンチンにおける LFG 回収・燃焼プロジェクト (Olavarria Landfill Gas Recovery Project, #00029)]

・本案件は、小規模 CDM としての登録申請が行われていたところ、今次会合での審査の結果、プロジェクト境界 (バウンダリー) の考え方が不適切であり、小規模プロジェクトではなく通常のプロジェクトとしてあらためて申請を行うようプロジェクト参加者、DOE に要請を行うことが決定した。

2 - 5 - 2 . 登録状況

前回会合で登録が見送られたホンジュラスの小水力発電プロジェクト (Cuyamapa Hydroelectric Project, #0010) は、DOE が登録申請の際提出した書類に不備があること、及び PDD 付属書の一部の使用言語が英語となっていない点について、登録申請者により修正が行われ、電子メールによる決定手続きにより理事会メンバーに諮られたところ、今次会合開催前 (4 月 23 日付) に登録が決定した。

また、今次会合後、ブータンにおける小規模水力発電プロジェクト、インドのバイオマス発電プロジェクトの 2 件について、CDM として登録されることが決定した (5 月 23 日付) 。これにより、登録済みの CDM プロジェクトは合計 7 件となった。登録申請が行われたプロジェクトは、今次会合で検討されたレビュー中の 3 件のほか、4 つの案件が申請中となっており⁴³、これまでに登録申請が行われたプロジェクトは合計 13 件となっている。

2 - 5 - 3 . 登録審査手続きの改善に関する検討

CDM 運営の改善策の一環として、プロジェクト登録段階における審査手続きの効率化について検討が行われている。本件に関しては具体的な検討手続きの変更等についての合意は行われず、今後引き続き検討を行うこととされた。特に、レビューを行う際の技術的な検討対象 (レビュースコープ) についての検討、記述、フィードバックを円滑化するための体制について検討が行われている。

2 - 5 - 4 . PDD 記述ガイドラインの改訂

PDD の記述に関する既存のガイドライン (CDM-PDD, CDM-NBM, CDM-NMM) の改訂を行うことが合意された。方法論の提出に関する手続き規定⁴⁴は、新方法論の提出の際に

⁴² 日本企業が参加しており、経済産業省を窓口としてわが国政府の承認を得た案件のひとつとなっている。なお、日本政府がこれまでに承認したプロジェクトは合計 16 件となっている。

http://www.meti.go.jp/policy/global_environment/

⁴³ これらの案件は、規定 (Modalities and procedures for a clean development mechanism, FCCC/CP/2001/13/Add.2) に従い、それぞれの登録申請受領日から 8 週間以内にレビュー要請が行われなかった場合、自動的に登録される。理事会は担当者を決め評価 (appraisal) 作業にあたることになっている。

⁴⁴ PROCEDURES FOR THE SUBMISSION AND CONSIDERATION OF A PROPOSED NEW

求められる記載項目についてすべて記述することを求めており、本ガイドラインはプロジェクト参加者の適切な対応を促すべく策定されている。今次会合では、新方法論の提出の際に求められる記載事項のうち、プロジェクト参加者の特定⁴⁵、公的資金に関する情報について議論が行われた。は、登録申請段階において承認を行っている Party を記すこと、については附属書 国からの公的資金が含まれるかどうか、提出時点で可能な限りの情報を求めることが合意された。

2 - 6 . 登録後の手続き

前回までの理事会会合で CDM 登録が了承されたプロジェクトの中には、すでにモニタリング段階に入っているプロジェクトがある。このため、これまでに詳細の策定がなされていないモニタリング報告書の提出や、クレジット発行申請等に関する手続きについての検討が、今次会合の開催に先立ち早急になされた。これにより、「モニタリング報告書の公開手続き⁴⁶」の策定が行われた。

同時に事務局は、認証 / 検証、CER の発行手続きについての素案を作成することとなっている（下記 2 - 7 . 参照）。

2 - 7 . CDM 登録簿

CDM 登録簿の設置に向け、CER の発行、移転等、CER の一連のトランザクションについて包括的手続き案の作成が事務局により進められている。今次会合では、事務局から、CER の移転等に関し、政策的な観点から理事会の検討が必要となる論点が提示された。これに基づき、理事会は、CDM 登録簿内に開設される各種口座の属性や、CER の移転等に関する規定の技術的な詳細等について議論を行った。しかし、政策的な観点からの検討には時間が不十分であったため、引き続き検討が行われることとされた。

また、CER 発行の際に CDM 運営費としてプロジェクト参加者から事務局が徴収する納付分（share of proceeds）の具体的な水準が決定されていないが、本件について、CDM 登録簿の設置作業の観点からも、検討を進める必要があることが確認された。

2 - 8 . 地球温暖化防止のための補助機関会合（SBSTA）との協調

COP10 での決定を受け、CDM プロジェクトの実施がモントリオール議定書等、環境保全を目的とする他の条約及び議定書の目標達成に与える影響について、SBSTA が CDM 理事会と協調しながら勧告を策定することが決定された。当該勧告は、今年 11 月に開催予定の COP/MOP1 において検討される。前回会合において、HCFC 関連、登録簿関連の担当者が 2 名ずつ決定されており⁴⁷、引き続きフォローアップを行うことが理事会より要請された。

2 - 9 . その他

CDM 理事会運営計画（マネジメントプラン）

COP10 の決定に基づき、CDM 理事会の運営計画（マネジメントプラン）の策定が進められている。今次会合では、事務局提示の案に基づき、プランに含めるべき事柄について合意された。理事会は、これに基づきプランの素案の作成を理事会内の担当メンバーに要請し、次回会合（7 月）で具体的な内容について討議することとした。本件については政治的重要性が高く、9 月の理事会会合でさらに検討を行い、11 月に開催される COP/MOP1 にて

METHODOLOGY (Version 06)

⁴⁵ 前回会合において、いわゆるユニラテラルプロジェクトの登録が認められたことを受け、改訂が必要となった。

⁴⁶ <http://cdm.unfccc.int/Reference/Procedures>

⁴⁷ Martin Enderlin, Jose Miguez; Rajesh Sethi, Anastassia Moskalenko

報告を行う予定である。

オブザーバーとの意見交換

第 19 回 CDM 理事会サマリーレポートの採択前に、オブザーバーとの意見交換の場がもたれた⁴⁸。オブザーバーからは、承認済み方法論で、マイナーな修正が決定されたプロジェクトの扱いや、取引ログ (ITL) ができる前の段階で、CDM 登録簿上で CER の移転を行うことが可能か、といった点について質問があった。これに対し理事会からは、詳細については今後検討がなされるべきイシューであるとの回答があった。

また、早期実施プロジェクトがクレジットを獲得するためには、2005 年末が登録申請期限であることについて、多くの国で、プロジェクトの承認体制が未整備で、承認レターを得られないことなど、プロジェクト参加者に起因しない理由から登録申請が間に合わない可能性が考えられるプロジェクトもあることから、期限の延期等を考慮すべきといったコメントがオブザーバーから出された。

(参考)

表 1 : 第 19 回 CDM 理事会参加メンバー

理事	理事代理
Mr. John W. Ashe (アンティグア・バブーダ)	Ms. Desna M. Solofa (サモア)
Mr. Jean-Jacques Becker (フランス)	Ms. Gertraud Wollansky (オーストリア)
Mr. Martin Enderlin (スイス)	Mr. Hans Jürgen Stehr (デンマーク)
Ms. Sushma Gera (カナダ)	Mr. Masaharu Fujitomi (日本)
Mr. John Kilani (南アフリカ)	Mr. Ndiaye Cheikh Sylla (セネガル)
Mr. Xuedu Lu (中国)	Mr. Juan Pablo Bonilla (コロンビア)
Mr. José Miguez (ブラジル)	Mr. Clifford Mahlung (ジャマイカ)
Mr. Richard Muyungi (タンザニア)	Mr. Hernan Carlino (アルゼンチン)
Mr. Rajesh Sethi (インド)	Ms. Lianna Bratasida (インドネシア)
Ms. Marina Shvangiradze (グルジア)	Ms. Anasassia Moskalenko (ロシア)

(注): *イタリック体*は今次会合は欠席; ()内は出身国を示すが、理事メンバーは国連定義の 5 地域から 5 名、附属書 国から 2 名、非附属書 国から 2 名、島嶼国から 1 名の代表として就任。

表 2 : 理事会 (EB)、パネル (P)、ワーキンググループ (WG) の議長・副議長

EB, P, WG	議長	副議長
理事会	Sushma Gera	Xuedu Lu
信任パネル	John Kilani	Marina Shvangiradze
方法論パネル	Jean-Jacques Becker	José Miguez
植林・再植林 WG	Martin Enderlin	未定
SSC-WG	Gertraud Wollansky	Richard Muyungi

お問合せ先: report@tky.ieej.or.jp

⁴⁸ オブザーバーとして、国際排出量取引協会 (IETA)、世界銀行 (PCF)、経済産業省、林野庁、(財)日本品質保証機構 (JQA)(財)地球環境センター (GEC)(社)海外環境協力センター (OECC)、パシフィックコンサルタンツ (株) 等からの参加があった。